

令和8年度広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金について

佐伯高等学校に通学するために下宿等する生徒及び佐伯高等学校へ通学するために、住居を佐伯地域外に残したまま、保護者とともに、佐伯地域内のアパート又は空き家を借りて居住する生徒の保護者に係る経済的負担の軽減を図るための制度です。

1 対象者

対象者は、次の要件を全て満たしている生徒の保護者です。

- (1) 生徒が中学校卒業時に佐伯地域外に住所を有していること。
- (2) 他制度により、下宿費の補助を受けていないこと。

2 補助額

- 1月当たりの下宿費の額が3万円以上の場合は、3万円（上限）
- 1月当たりの下宿費の額が3万円未満の場合は、当該下宿費等の額

3 申請手続

- (1) 申請期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月15日(月)まで

※申請期間内であれば令和8年4月～令和9年3月の数か月分をまとめて申請できます。申請内容に不備があった場合は修正をお願いすることがあるため、3か月～6か月ごとの申請を推奨しています。

- (2) 提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②下宿費の領収書等の写し
- ③賃貸契約書の写し (※各年度初回の申請時と契約書に変更がある方)
- ④在学証明証又は学生証の写し (※各年度初回の申請時のみ)
- ⑤口座振替依頼書 (※初めて申請される方と振込先の口座に変更がある方)

※①⑤の様式は佐伯高等学校、廿日市市佐伯支所又は市HPから入手できます。

- (3) 提出場所 佐伯高等学校又は廿日市市佐伯支所

- (4) 交付時期 申請書類の審査後、決定通知書を送付するとともに、提出後おおむね1～2か月程度で保護者の口座に振り込みます。

【問合せ先】〒738-0292

廿日市市津田1989番地

廿日市市佐伯支所地域づくり係

TEL 0829-72-1112 (直通)